

LPA LETTER

払いすぎた税金を取り戻そう

給与所得者・年金生活者等の確定申告

①確定申告をしなければならない人

- ①給与の収入金額が2000万円を超える方
- ②給与所得や退職所得以外の所得金額（収入金額から必要経費を控除した後の金額）の合計額が20万円を超える方
- ③2か所以上から給与の支払いを受けている方

②確定申告をすると所得税が還付される場合（給与所得者は、年末調整でしきれなかったとき）

- ①マイホームを住宅ローンなどで取得した場合
- ②多額の医療費を支払った場合（生計が一つの家族分もできます）
- ③災害や盗難にあった場合
- ④年の途中で退職し、再就職していない場合
- ⑤給与所得者の特定支出控除の特例の適用を受ける場合など
- ⑥寄付をしたとき
- ⑦生命保険料・地震保険料の支払いがある人

確定申告はパソコンやスマホでもできます。1月になると、税務署も忙しくなるので、年内に、税務署に聞きに、またパンフレット「確定申告の手引き」をもらいに行くのもいいかと思えます。LPAの会でもご相談に応じます。

LPAの会について

『おおさかパルコープ グループLPA(ライフプランアドバイザー)の会』は、くらしのお金全般についての知識を身につけ、組合員活動を通じて学び合える場や学習会などの企画、講師活動を行っています。

今年度は集まっただけの活動ができなため、今回のニュース発行となりました。再開出来る時をお待ちください。

保障の見直しや家計の見直しについての個人相談も応じますので、組合員活動部までご連絡ください。

「学ぶ→実践する→よりよいくらしを実現する」というグループ活動にあなたも参加してみませんか？

定例会は、月1回、パルコープ つるみ店集会所で開催。

問い合わせ電話

0120-299-070

家計のやりくりを賢く

収入の減った中で、支出を減らそう

- 家賃・住宅ローン …ローンの金融機関へ相談を
- 税金を減らす …適正な税金を支払おう…確定申告もその一つ
- 社会保障料を減らす…国民健康保険料の減免・支払い猶予・・・市町村の窓口へ
- 保険料負担を減らす…支払い猶予や本当に必要な保障のみにすることを考える
- 生活費・教育費を抑える …新たな支援金・給付金が追加されることもあるのでニュースをよく見ておく
- 医療費が困難な方は…無料低額診療のある医療機関に相談を

♥この際、生活費を見直し、将来にわたっての生活設計をしませんか？LPAの会では、暮らしの見直しのお手伝いをします。

参考：日本FP協会ホームページ⇒新型コロナウイルス感染症に関する協会からのお知らせ⇒FPが教える家計再建のポイント

スマートフォンからも閲覧ができます。fp協会でも検索

